

西都市公告第 18 号

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年4月18日

西都市長 橋田 和実



- 1 業務名
西都原ガイダンスセンターこのはな館改修設計及びアドバイザー業務

- 2 業務内容
西都市の主要観光地である特別史跡公園西都原古墳群に所在する西都原ガイダンスセンターこのはな館について、来訪者の満足度を高めるために施設機能を更に充実させるとともに、西都市全体で外貨を稼ぐ仕組みの一翼を担い、西都市の地域経済活性化に資する施設とするために改修を行う。そこで、本業務の趣旨並びに西都市の地域特性及びこのはな館の周辺環境について十分理解した上で、基本構想・基本計画に沿った事業展開を行うための基本設計・実施設計及び施設設備や空間デザイン等に関する具体的かつ専門的な助言や提案等を行う。

- 3 履行期間
契約締結日から令和6年1月18日（木）まで

- 4 委託見積限度額
41,795,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）

- 5 実施スケジュール

実施内容	実施日程・期間
実施要領等の交付	令和5年4月18日（火）から
質問書の受付期間	令和5年4月18日（火）から 令和5年4月25日（火）午後5時まで
現地説明会の参加申込期限	令和5年4月21日（金）正午
現地説明会の実施	令和5年4月24日（月）
質問書に対する回答	令和5年4月27日（木）まで
参加表明書等の提出期限	令和5年4月28日（金）午後5時
参加資格確認結果の通知	令和5年5月9日（火）
技術提案書等提出要請書の送付	令和5年5月9日（火）
技術提案書等の受付期間	令和5年5月9日（火）から 令和5年5月22日（月）午後5時まで
審査（書類・プレゼンテーション審査）	令和5年5月26日（金）[予定]
受託候補者の選定・通知	令和5年6月上旬 [予定]

6 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。また参加は、全ての業務を実施する単独事業者又は個別業務を実施する事業者の JV (joint venture: 共同企業体。以下「共同体」という。) のいずれでも可とし、共同体においては、全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 共通事項

- ① 法人格を有していること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定が確定した者を除く。
- ④ 法人の役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者)が、西都市暴力団排除条例(平成 23 年西都市条例第 18 号)に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税について滞納がないこと。
- ⑥ 参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に西都市建設工事等入札参加資格停止の措置に関する要綱(平成 27 年西都市告示第 114 号)の規定による資格停止を受けていないこと。
- ⑦ 単独事業者の場合、他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加する者でないこと。また、本プロポーザルに参加する者の再委託先又は協力先の事業者でないこと。
- ⑧ 共同体の構成員である場合、単独事業者又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加する者でないこと。また、本プロポーザルに参加する者の再委託先又は協力先の事業者でないこと。

(2) 設計業務実施事業者

- ① 平成 25 年 4 月から令和 5 年 3 月までの間に、延床面積 1,000 m²以上の建築物(平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二に掲げる物流施設、生産施設、共同住宅、戸建住宅を除く。)に係る基本設計・実施設計業務を受注し、業務を完了した実績を有する者であること。共同体の場合は、構成員のいずれかがこれに該当すること。
- ② 令和 4・5 年度西都市建設工事等競争入札参加資格業者名簿に業種「測量・建設コンサルタント等」として登載されている者であること。共同体の場合は、構成員のいずれかがこれに該当すること。
- ③ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。共同体の場合は、構成員のいずれかがこれに該当すること。
- ④ 次に掲げる要件を満たす管理技術者を 1 名配置すること。共同体の場合は、構成員のいずれかにおいて配置すること。
 - ア 建築士法に基づく一級建築士(以下「一級建築士」という。)の免許を有していること。
 - イ 平成 25 年 4 月から令和 5 年 3 月までの間に、延床面積 1,000 m²以上の建築物(平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二に掲げる物流施設、生産施設、共

同住宅、戸建住宅を除く。)に係る基本設計・実施設計業務に携わった実績を有していること。

※「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

⑤ 一級建築士の免許を有している主任技術者を1名配置すること。共同体の場合は、構成員のいずれかにおいて配置すること。

※「主任技術者」とは、管理技術者のもとで各分担業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

⑥ 配置予定技術者については、本プロポーザルに参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、本プロポーザルの参加表明書等の提出日までに3か月以上の雇用関係を有していること。

(3) アドバイザリー業務実施事業者

① 平成30年4月から令和5年3月までの間に、国又は地方公共団体と連携して地方創生(地域産品開発、まちの賑わい創出、商店街活性化、雇用創出などの観光、農林水産業その他の産業の振興に資する事業等)に係る業務を実施した実績を有する者であること。

② 平成30年4月以降において、カフェ又はコワーキングスペースを設置した施設を3年以上継続して運営している実績を有する者であること。

7 実施要領等の交付

実施要領等は、西都市ホームページ(<https://www.city.saito.lg.jp/>)からダウンロードするか、「9 書類提出・問合せ先」で直接受け取ること。

8 審査

西都原ガイダンスセンターこのはな館改修設計及びアドバイザリー業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、提出書類審査及び技術提案についてのプレゼンテーション並びにヒアリングによる審査を行う。

9 書類提出・問合せ先

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

西都市商工観光課 観光ツーリズム係 担当:大西

電話 0983-42-4068(直通) FAX 0983-43-4865

電子メール kankotourism@city.saito.lg.jp

《添付資料》

- ・ 西都原ガイダンスセンターこのはな館改修設計及びアドバイザリー業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・ 西都原ガイダンスセンターこのはな館改修設計及びアドバイザリー業務委託仕様書